

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】平成29年9月21日(2017.9.21)

【公表番号】特表2016-531076(P2016-531076A)

【公表日】平成28年10月6日(2016.10.6)

【年通号数】公開・登録公報2016-058

【出願番号】特願2016-536319(P2016-536319)

【国際特許分類】

C 03 B 17/06 (2006.01)

C 03 B 18/18 (2006.01)

【F I】

C 03 B 17/06

C 03 B 18/18

【手続補正書】

【提出日】平成29年8月10日(2017.8.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ガラスシートを作製する方法であつて、

溶融ガラス成形装置を収容するための、第1の側壁と第2の側壁とを備えたエンクロージャを、既定の熱プロファイルに従って加熱するステップ、  
を有してなり、前記エンクロージャを加熱する前記ステップが、前記第1の側壁と前記第2の側壁とのうちの少なくとも一方の少なくとも一部分を、少なくとも1つの誘導加熱システムで加熱するステップを含むことを特徴とする方法。

【請求項2】

前記第1の側壁および前記第2の側壁の、少なくとも一部分が、誘導加熱を受けやすいものでありかつ前記少なくとも1つの誘導加熱システムに熱的に直接結合されていることを特徴とする請求項1記載の方法。

【請求項3】

前記少なくとも1つの誘導加熱システムが、該少なくとも1つの誘導加熱システムと前記第1の側壁および前記第2の側壁の少なくとも一方との間に位置付けられた、中間サセプタに熱的に直接結合されていることを特徴とする請求項1記載の方法。

【請求項4】

前記少なくとも1つの誘導加熱システムが、断熱材に直接埋め込まれた少なくとも1つの誘導コイルを備えていることを特徴とする請求項1から3いずれか1項記載の方法。

【請求項5】

前記エンクロージャを加熱する前記ステップが、前記第1の側壁と前記第2の側壁とのうちの少なくとも一方の少なくとも一部分を、少なくとも1つ抵抗加熱ロッドで加熱するステップをさらに含むことを特徴とする請求項1から4いずれか1項記載の方法。

【請求項6】

ガラスシートを作製するプロセスにおいて有用な装置であつて、

溶融ガラス成形装置を収容するための、第1の側壁と第2の側壁とを備えたエンクロージャ、および、

前記エンクロージャ内に位置している、溶融ガラス成形装置、

を備え、前記第1の側壁と前記第2の側壁とのうちの少なくとも一方の少なくとも一部分にエネルギーを熱的に結合させるように構成された、少なくとも1つの誘導加熱システムをさらに備えていることを特徴とする装置。

【請求項7】

前記第1の側壁および前記第2の側壁の少なくとも一部分が、誘導加熱を受けやすいものでありかつ前記少なくとも1つの誘導加熱システムに熱的に直接結合されていることを特徴とする請求項6記載の装置。

【請求項8】

前記エンクロージャが、誘導加熱を受けやすい上部をさらに備え、該上部が、少なくとも1つの誘導加熱システムに熱的に直接結合されていることを特徴とする請求項6または7記載の装置。

【請求項9】

前記少なくとも1つの誘導加熱システムが、該少なくとも1つの誘導加熱システムと前記第1の側壁および前記第2の側壁の少なくとも一方との間に位置付けられた、中間サセプタに熱的に直接結合されていることを特徴とする請求項6から8いずれか1項記載の装置。

【請求項10】

前記少なくとも1つの誘導加熱システムが、断熱材に直接埋め込まれた少なくとも1つの誘導コイルを備えていることを特徴とする請求項6から9いずれか1項記載の装置。